

9月の相談



*行政相談 HP

3日(水) 山南住民センター
 8日(月) 市役所第1相談室
 11日(木) 青垣住民センター
 16日(火) 春日住民センター
 17日(水) 柏原住民センター
 18日(木) 市島住民センター
 [受付時間] 午後1時30分～3時30分
 〇総務課(氷上庁舎内) ☎82-1002

*人権相談 HP

〇特設人権相談所
 4日(木) 氷上住民センター
 9日(火) 山南住民センター
 16日(火) 春日住民センター
 [相談時間] 午後1時30分～午後4時
 〇常駐相談所(神戸地方法務局柏原支局)
 毎週水曜日午前9時～午後4時
 〇全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110
 〇女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
 〇子どもの人権110番 ☎0120-007-110
 〇女性のための相談電話【Mスタジオ】
 「ほほえみホットライン」 ☎090-9841-9788
 毎月第2・第4木曜日
 [相談時間] 正午～午後8時
 〇柏原人権擁護委員協議会 ☎72-0161
 人権啓発センター(氷上庁舎内) ☎82-0242

*消費生活相談

相談場所/市役所生活安全課 相談日/土日
 祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
 〇丹波市消費生活センター(生活安全課内)
 ☎82-0996
 ※土日の電話相談は【消費者ホットライン】
 ☎0570-064-370

*行政書士による無料相談会

6日(土) 午後1時30分～4時 柏原住民センター(要予約)
 〇県行政書士会摂丹支部 ☎77-0126

*無料登記法律相談会

18日(木) 午前9時～11時30分 柏原住民センター(予約不要)[共催] 県司法書士会たんば支部・県土地家屋調査士会但馬支部
 〇泉事務所 ☎82-3824

*市民生活の安全・安心確保のための指導相談(電話・面談)

月・火・木・金曜日の午前8時30分～午後5時15分
 〇総務課(氷上庁舎内) ☎82-1002

*ニート・ひきこもり相談 子ども・若者サポートセンター

毎月第2・第4木曜日(要予約) 氷上保健センター
 予約 ☎080-8331-8149
 〇生活安全課(氷上庁舎内) ☎82-1532

じんけんのとびら



「老人の日・老人週間について」

老人の日の起こりは、昭和22年に丹波市のお隣、多可郡八千代町(現多可町八千代区)で「としよりの日」が提唱されたことにはじまります。「老人を大切にし、年寄りの知恵を借りて村づくりをしよう」としたこの取り組みが兵庫県、さらには、全国へと広まりました。しかし、「としよりの」という表現はよくないということで「老人の日」に変更されました。表現はともかく、趣旨は今に通じるものがあります。丹波市でも高齢者の知識や経験、能力を活用した就労や社会参加、ボランティア活動が数多く行われています。少子高齢化が進むなか、これまで以上に高齢者とそのほかの世代が関わりを深めることが大切なのではないでしょうか。

不審な食品表示をみつけたら 食品表示110番へ連絡を!

JAS法に基づき、一般消費者に販売されるすべての食品には、正確な情報を表示することが義務付けられています。

食品表示について、疑問や不信な表示を見つけた場合は、「食品表示110番」へお電話ください。

また、近畿農政局神戸地域センターでは、食品表示に関して講師の派遣を行っていますので気軽にお問い合わせください。

〇農林水産省近畿農政局神戸地域センター
 「食品表示110番」 ☎078-331-7460
 「食品表示についての講師派遣」 ☎078-331-9943

こんにちは! スポーツ推進委員です

〇生涯学習センター ☎82-0409

真夏の厳しい暑さに体がついていけない方も多いのではないのでしょうか?

地域では子どもたちがラジオ体操を行っています。この機会に少し早起きをして外でラジオ体操をしてから、仕事に出かけてみてはいかがでしょうか。

朝の涼しい時間に体を動かすと、一日のリズムも整いやすいものです。ラジオ体操に慣れてくれば、ウォーキングなど、発展的な運動につながっていくかもしれません。日の長いこの季節に考え方を少し変えて、朝型生活を送ってみてはいかがでしょうか?

【高齢者・障害者の人権あんしん相談】強化週間

高齢者や障害者をめぐるさまざまな人権問題について、相談時間を延長して電話相談を受け付けます。

■日時 / 9月8日(月)～12日(金)
 午前8時30分～午後7時
 9月13日(土)～14日(日)
 午前10時～午後5時

☎0570-003-110

(最寄りの法務局へつながら、人権擁護委員、法務局職員が相談に応じます。)

旧軍人等恩給説明・相談会の開催

旧軍人等を対象に、恩給制度の個別相談会が開催されます。次のいずれかに該当すると思われる方は、この機会にご相談ください(予約不要)。

- ①旧軍人で、実際に軍人として在職された方またはその遺族
 - ②軍人期間中に公務または勤務関連などにより傷病を受け、現在もそれらの傷病による後遺症のある方
- [第1回]
 ■とき / 9月12日(金) 午後2時～4時
 ■ところ / 県民会館304会議室
- [第2回]
 ■とき / 10月3日(金) 午後2時～4時
 ■ところ / 姫路市市民会館第3会議室
 〇県生活支援課恩給援護係
 ☎078-362-3204

丹波市自治基本条例 5つの基本原則

基本原則を5回シリーズでお届け!

①市民主体の原則

「みんなが主役の学芸会!」

もうすぐ学芸会。私のクラスは「赤ずきんちゃんはお姫さま」という劇をすることになり、セリフの練習や舞台づくりに熱が入ります。



「この劇を成功させるためには、どんな役の人でも自分が主役っていう気持ちが必要だと思うんだけど...」



でも私の役は「木」。セリフもないし、主役でもないから面白くないなあ。そんな時、友だちのチーちゃんが言いました。



役者も裏方も「一人ひとりが主役の気持ち」を合言葉に劇は成功! みんなが心をつなげてつくり上げるっていいな...と思いました。



このコーナーでは、丹波市自治基本条例の基本的な原則(考え方)を5回シリーズでわかりやすく解説します。第1回目の今回は、「市民主体の原則」です。市民は自治の主体であり、主権者と位置付けられます。さまざまな方法で積極的に市政に参画し、意思表示することが大切です。市民一人ひとりが丹波市の主役としてまちづくりに参加していきましょう。

〇地域協働課(氷上庁舎内) ☎82-2272